

# 令和7年第3 隠岐の島町議会定例会会議録

招 集 年 月 日 令和7年9月10日

招 集 場 所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場

開 会 (開議) 令和7年9月10日 (水) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 8番 村 上 謙 武 議員 9番 菊 地 政 文 議員

## 1. 出席議員

|            |             |             |
|------------|-------------|-------------|
| 1番 松 山 貢   | 6番 牧 野 牧 子  | 11番 安 部 大 助 |
| 2番 村 上 一   | 7番 齋 藤 則 子  | 12番 前 田 芳 樹 |
| 3番 西 村 万里子 | 8番 村 上 謙 武  | 13番 石 田 茂 春 |
| 4番 脇 田 千代志 | 9番 菊 地 政 文  | 14番 高 宮 陽 一 |
| 5番 山 田 浩 太 | 10番 西 尾 幸太郎 |             |

## 1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

|             |         |              |         |
|-------------|---------|--------------|---------|
| 町 長         | 池 田 高世偉 | 建 設 課 長      | 岸 本 則 和 |
| 副 町 長       | 大 庭 孝 久 | 都 市 計 画 課 長  | 石 田 傑   |
| 教 育 長       | 野 津 浩 一 | 環 境 課 長      | 原 秀 人   |
| 会 計 管 理 者   | 齋 藤 和 幸 | エネルギー対策室長    | 野 津 寿 天 |
| 総 務 課 長     | 宇 野 慎 一 | 国民スポーツ大会推進課長 | 茶 山 宏   |
| 地 域 振 興 課 長 | 橋 本 博 志 | 上 下 水 道 課 長  | 村 上 和 久 |
| 財 政 課 長     | 長 田 寿 幸 | 布 施 支 所 長    | 坂 本 忠   |
| 施 設 管 理 課 長 | 堀 川 秀 樹 | 五 箇 支 所 長    | 石 橋 忠 夫 |
| 税 務 課 長     | 池 本 繁 樹 | 都 万 支 所 長    | 近 藤 勝 志 |
| 町 民 課 長     | 和 田 美由貴 | 中 出 張 所 長    | 黒 川 直 照 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 野 津 千 秋 | 総務学校教育課長     | 金 井 和 昭 |
| 住民福祉担当課長    | 広 江 和 彦 | 社 会 教 育 課 長  | 中 村 恒 一 |
| 商 工 観 光 課 長 | 藤 野 一   | 中 央 公 民 館 長  | 木 瀬 高 宏 |
| 農 林 水 産 課 長 | 増 本 直 行 | 代 表 監 査 委 員  | 嶽 野 正 弘 |
| 水産振興室長補佐    | 山 根 弘 行 |              |         |

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長    田 中    拳                    事 務 局 長 補 佐    齋 賀 千 春

1. 町長提出議案の題目

議 第 6 3 号   隠岐の島町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

議 第 6 4 号   隠岐の島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議 第 6 5 号   隠岐の島町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

議 第 6 6 号   隠岐の島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議 第 6 7 号   隠岐の島町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議 第 6 8 号   行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議 第 6 9 号   隠岐の島町税等の徴収一元化に関する条例を廃止する条例

議 第 7 0 号   隠岐の島町観光宿泊施設設置及び管理条例を廃止する条例

議 第 7 1 号   工事請負契約の締結について〔令和7年度メンテナンス補助 西郷145号線愛の橋仮係留施設整備工事〕

議 第 7 2 号   町道路線の変更について

議 第 7 3 号   令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）

議 第 7 4 号   令和7年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

議 第 7 5 号   令和7年度隠岐の島町水道事業会計補正予算（第1号）

議 第 7 6 号   令和7年度隠岐の島町下水道事業会計補正予算（第2号）

議 第 7 7 号   令和6年度隠岐の島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

認 定 第 1 号   令和6年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について

認 定 第 2 号   令和6年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

認 定 第 3 号   令和6年度隠岐の島町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認 定 第 4 号   令和6年度隠岐の島町中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認 定 第 5 号 令和6年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

認 定 第 6 号 令和6年度隠岐の島町下水道事業会計決算の認定について

議事の経過

**○議長（ 安 部 大 助 ）**

ただ今から、令和7年第3回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

## **日 程 第 1. 会議録署名議員の指名**

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により8番：村上 謙武 議員  
9番：菊地 政文 議員を指名します。

## **日 程 第 2. 会 期 の 決 定**

「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの16日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から9月25日までの16日間に決定いたしました。

## **日 程 第 3. 諸 般 の 報 告**

去る、令和7年第2回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いた  
しました資料のとおりであります。

それでは、主なものについて、ご報告申し上げます。

まず、8月7日に「議員研修会」を開催し、農林水産省農林水産政策研究所より梶  
脇利彦氏をお招きし、洋上風力発電事業と漁業に関する基礎知識を学びました。

次に、8月18日から20日にかけて、総務教育民生常任委員会委員、議会事務局長、  
そして私とで岐阜県山県市を視察いたしました。

山県市教育委員会が掲げている、「山県教育ビジョン 2025」山県学園構想について、服部和也教育長にお話を伺いました。

山県学園構想は小中学校を統廃合せず存続させ、一つの大きな学校「山県学園」と捉えており、新たな義務教育の仕組みづくりへの取り組みについて説明を受けました。

また、8月21日から23日にかけて、産業建設常任委員会が兵庫県洲本市を視察いたしました。

「あわじ環境未来島構想」の実現に向け、国の総合特区制度を活用し淡路島の豊かな資源を生かし、「暮らしの持続・エネルギーの持続・農と食の持続」の3本柱を軸とした取り組みについて学びました。

また現地視察では、淡路島三市の一つである洲本市内の施設を見学し、「暮らし及びエネルギーの持続」の具体的な取り組みについて説明を受け、有意義な視察であったと聞いております。

両委員会の視察は、後日、委員長からの報告をいただきたいと思います。

次に、8月21日に「知事との意見交換会」に出席し、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の制度拡充を要望いたしました。

隠岐に来島される島外の方の隠岐航路及び航空路運賃についても島民同様に助成するよう強く要望し、離島航路の維持と地域活性化に向け、更なる支援をいただけるようお願いをしたところであります。

続いて、去る6月定例会において議決されました委員会及び議員提出議案について、お手元に配付した「意見書等処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じご覧いただきたいと思います。

最後に、本日までに2件の請願を受理いたしました。

お手元に配付の「請願・陳情等文書表」のとおり、総務教育民生常任委員会に付託することといたしました。

また、本日ご報告した行政視察の件につきましては、前回の定例会に諮ることができなかったため、別紙により議員派遣のご報告といたします。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

## 日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：池田町長

## ○番外（町長 池田 高世偉）

皆さんおはようございます。

行政報告に先立ち、令和7年第3回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

残暑厳しき中にも、日毎に秋の気配が深まる時期となりましたが、議員各位には、ますますご壮健のご様子、まずもってお慶び申し上げます。

本日、令和7年第3回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませず、ご出席をいただきありがとうございます。

本議会は、条例の一部改正、令和7年度一般会計補正予算など、21件の諸議案をご提案させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、6月に開催をいたしました「令和7年第2回隠岐の島町議会定例会」以降の、主な事項につきまして、報告をいたします。

最初に、「西郷港周辺まちづくりシンポジウム」について、ご報告申し上げます。

令和7年第2回議会定例会会期中の6月22日、役場本庁舎町民ホールにおきまして「西郷港周辺まちづくりシンポジウム」を開催いたしました。

今回のシンポジウムの目的は、西郷港周辺まちづくりでの最初の官民連携プロジェクトとなる「海の見える交流館」について、運営者と設計デザインの決定を町民の皆様へご報告し、今後のまちづくりの展望を共有するものであります。

シンポジウムでは、運営者より隠岐の食材を生かした食のサービスや交流の取り組みについて、また設計デザイナーにより「海とまちをつなぎ、世代をつなぐ」空間づくりについての説明が行われました。

その後、町民の皆様とパネリストが直接意見を交わすなど、今回のシンポジウムを通じて、官民連携によるまちづくりに対する理解と関心が一層深まったのではないかと感じております。今後も、このようなシンポジウムなどの開かれた議論の場を設け、町民の皆様と情報を共有しながら、西郷港周辺まちづくりを進めてまいります。

次に、「隠岐空港開港60周年記念イベント」の開催について、ご報告申し上げます。

8月1日、隠岐世界ジオパーク空港におきまして、隠岐空港開港60周年を祝う記念イベン

トを開催いたしました。

隠岐世界ジオパーク空港は、昭和40年8月1日に開港し、本年で60年を迎えました。この間の安全就航や地域の方々に感謝しつつ、改めて離島にある空港の重要性を再認識する意義深いイベントであったと感じております。

また、当日は伊丹⇄隠岐便就航50周年の記念日でもあり、伊丹空港でも記念式典が行われました。この日の伊丹⇄隠岐便では、大阪・関西万博仕様の特別機が使用され、多くのご来賓の皆様や町民の皆様と共に、イベントを盛り上げることとなりました。

隠岐空港開港60周年は、一つの通過点にしかすぎません。今後更なる利便性の向上を図り、町民の皆様、そしてご来島いただくすべての皆様に愛される隠岐世界ジオパーク空港を目指してまいります。

次に、「SUMO EXPO 2025」への参加について、ご報告申し上げます。

8月4日、大阪・関西万博会場におきまして、「SUMO EXPO 2025」が開催され参加いたしました。

当日は、全国の9つの自治体、世界各地の力士が、それぞれの相撲文化を多くの観客の皆様の前で披露いたしました。

本町におきましては、隠岐古典相撲を全世界の方々に知っていただくべく、その特徴であります「行司口上」や「呼び出し」、そして「多くの塩が舞う土俵入り」などを再現し会場を湧かせました。また、「土俵入り」にあつては、出郷者の皆様、連携企業の社員の皆様、そして隠岐の島ウルトラマラソンに出場した近隣にお住いのランナーの皆様にご協力をいただき、本番さながらに再現できたところであります。

今回、多くの方々に歴史ある「隠岐古典相撲」をとおして、本町をPRできましたのと同時に、改めて私自身、人と人の絆を感じることができたイベントとなりました。

次に、「はたちの集い」の開催について、ご報告申し上げます。

8月15日、隠岐島文化会館におきまして、「はたちの集い」を開催いたしました。

本年度の式典の対象者は、10代の後半という多感な時期を、コロナ禍による様々な制限の中で過ごした世代であります。特に、中学校の最終学年時には、予期せぬ休校の措置が執られ「卒業式」さえも実施することができなかったと伺っております。

日常を取り戻した今日にあつて、90名もの多くの若者が出席した背景には、つらい時期を共に過ごした仲間を想う心の表れがあると感じたところであります。

また、出席者代表の謝辞では「ふるさと隠岐を忘れることなく誇りに思い、父母、そして

地域社会の皆様の期待に応えられるよう、努力してまいります」との力強いメッセージを頂き、本町の未来に期待を抱かせる式典となりました。

次に、「令和7年度（第16回）全国離島交流中学生野球大会」についてご報告申し上げます。

8月18日から4日間の日程で、沖縄県宮古島市におきまして、「令和7年度（第16回）全国離島交流中学生野球大会」が開催されました。

地理的な環境から島外との交流機会が少ない全国の離島中学生が一堂に会し、野球を通して「島」と「島」との交流を図り、新たな人間形成や青少年の健全な育成を促進することで、離島地域の振興に寄与することを目的としたものであります。

本年は本町から参加いたしました「隠岐の島あんやらず」を含め、全国27の離島自治体より24チームが参加し、熱戦が繰り広げられました。

閉会式では、来年度の大会が本町において開催されることが発表され、今後は来年の開催へ向け準備を進めてまいります。

最後に、「第20回学童交流野球大会ごさんせカップ」の開催について、ご報告申し上げます。

大阪府豊中市との交流事業の一環として、去る8月23日、24日の2日間にわたり、「第20回学童交流野球大会ごさんせカップ」を開催いたしました。本年度20回目を数える本大会は、豊中市のほか、岡山県高梁市、松江市、鳥取県境港市、そして西ノ島町から、9チーム、総勢250名の方々にご来島いただき盛大に開催することができました。

大会の前日には、海水浴やバーベキューを行い、地元チームとの友好を深めるとともに、隠岐の魅力を満喫していただいたところであります。

また、地元関係者をはじめ、多くの町民の皆様にご協力をいただき、炎天下の中、大会が無事終了いたしましたことに改めて感謝申し上げます。

引き続き、児童生徒の健全育成、交流人口の拡大に努めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げますが、6月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

## ○議長（安部大助）

以上で、「行政報告」を終わります。

## 日 程 第 5. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第63号「隠岐の島町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」から認定第6号「令和6年度隠岐の島町下水道事業会計決算の認定について」までの21件を一括して議題といたします。

## 日 程 第 6. 提 案 理 由 の 説 明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました21件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

### ○番外（町長 池田 高世偉）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、議第63号から議第70号の8件につきましては、条例の改正、及び廃止に関する議案であります。

まず、議第63号の「隠岐の島町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、妊娠出産等についての申出をした職員、及び配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対し、仕事との両立支援に必要な措置を講じるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第64号の「隠岐の島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児のための部分休業を、より柔軟に取得しやすい制度とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第65号の「隠岐の島町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。町有財産の取得が地域振興に資することを目的とする場合に、他の地方公共団体及びその他公共団体以外にも譲渡又は貸付が行えるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議第66号の「隠岐の島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。ごみ処理手数料の納付方法について、町民の皆様の利便性の向上、及び収納事務の効率化を図るため、現金による納付に加え、キャッシュレス決済を導入できるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議第67号の「隠岐の島町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一

部を改正する条例」についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業のための部分休業の定義について、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 68 号の「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。地方公共団体情報システム標準化において「住登外者宛名番号管理機能」を用い、町税の賦課など様々な事務を行うため、番号利用法第 9 条第 2 項の規定に基づき、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 69 号の「隠岐の島町税等の徴収一元化に関する条例を廃止する条例」についてであります。令和 8 年 1 月から地方公共団体情報システムが標準化されることに伴い、異なる税の徴収を一元的に取り扱うことができなくなることから、当該条例を廃止するものであります。

次に、議第 70 号の「隠岐の島町観光宿泊施設設置及び管理条例を廃止する条例」についてであります。「ホテル MIYABI」を民間へ譲渡するにあたり、当該条例を廃止するものであります。

続きまして、議第 71 号の「工事請負契約の締結について〔令和 7 年度メンテナンス補助 西郷 145 号線愛の橋仮係留施設整備工事〕」についてであります。去る 8 月 25 日、4 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社 金田建設が落札いたしましたので、同社と契約金額 1 億 2,485 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 72 号の「町道路線の変更について」であります。今回変更する磯 246 号線は、道路の機能を有しているものの、町道認定がなされていない部分があったため、起点を変更し路線を延長するものであります。

続きまして、議第 73 号から議第 76 号の 4 件につきましては、令和 7 年度一般会計及び特別会計、並びに公営企業会計の補正予算に関する議案であります。

まず、議第 73 号の「令和 7 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 2 億 5,263 万 6,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 206 億 108 万 7,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、遺贈寄附の基金への積立、及び航空機利用促進対策事業、残土処理場管理運営事業、物価高騰対応重点支援給付金事業、下水道接続促進事業などに要する経費の追加であります。

また、各費目におきまして、人事異動等に伴う人件費の補正予算を計上しております。  
併せまして、「繰越明許費」の設定、「債務負担行為補正」及び「地方債補正」を行うものであります。

次に、議第 74 号の「令和 7 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 2,581 万 8,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 18 億 9,981 万 8,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費の増額、過年度分県補助金の確定による返還金の追加、及び前年度繰越金の確定による財源組替であります。

次に、議第 75 号の「令和 7 年度隠岐の島町水道事業会計補正予算（第 1 号）」についてであります。収益的予算の補正額は、収益的支出において 93 万 7,000 円の減額でありまして、補正後の予算額を 6 億 1,900 万 4,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動による職員給与費の減額であります。また、資本的予算の補正額は、資本的支出において 3 万 2,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 4 億 7,011 万 4,000 円とするものであります。

補正の内容は、人事異動による職員給与費の増額であります。これによりまして、第 4 条において流用することができない経費である職員給与費も併せて減額補正しております。

次に、議第 76 号の「令和 7 年度隠岐の島町下水道事業会計補正予算（第 2 号）」についてであります。収益的予算の補正額は、収益的支出において 327 万 5,000 円の減額でありまして、補正後の予算額を 9 億 7,055 万 7,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動による職員給与費の減額であります。

また、資本的予算の補正額は、資本的支出において 28 万 2,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 15 億 332 万 5,000 円とするものであります。

補正の内容は、人事異動による職員給与費の増額であります。これによりまして、第 4 条において流用することができない経費である職員給与費も併せて減額補正しております。

次に、議第 77 号の「令和 6 年度隠岐の島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定」についてであります。地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、未処分利益剰余金の処分の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、決算書の調製を終え、監査委員の審査が終了いたしましたので、同項の規定に基づき監査委員の「意見書」をつけて、議会の認定に付するものであります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条の規定により、決算認定にあたり

資金不足比率と、その関係書類についても監査委員の審査に付し、監査委員の「意見書」をつけて当該比率を議会に報告するものであります。

続きまして、認定第1号の「令和6年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定」についてから、認定第6号「令和6年度隠岐の島町下水道事業会計決算の認定」についてまでの6件につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算書の調製を終え、監査委員の審査が終了いたしましたので、同項の規定に基づき監査委員の「意見書」とともに、議会の認定に付するものであります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、決算認定にあたり健全化判断比率及び資金不足比率と、その関係書類についても監査委員の審査に付し、監査委員の「意見書」をつけて当該比率を議会に報告するものであります。

以上、21件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（安部大助）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

#### 日 程 第 7. 決 算 審 査 報 告

「決算審査報告」を行います。

嶽野代表監査委員より、「令和6年度決算審査の報告」を求めます。

番外：嶽野代表監査委員

#### ○番外（代表監査委員 嶽野正弘）

代表監査委員の嶽野です。よろしくお願いいたします。

去る8月1日に、町長から審査に付されました、令和6年度隠岐の島町一般会計と4つの特別会計、及び公営企業会計の歳入歳出決算について、西尾議員と審査を行い、8月29日付「審査意見書」を町長に提出し報告いたしましたので、その概要を「意見書」に沿って議会にも報告いたします。

報告にあたり、「意見書」の金額を省略することもあります。意見書記載のとおりですのでご了承ください。

なお、歳入歳出決算審査のほか「基金の運用状況の審査」、「普通会計の財政健全化審査」及び「公営企業の経営健全化審査」も実施いたしましたので、併せて報告いたします。

はじめに、一般会計及び特別会計の決算審査についての報告でございます。

「第1. 審査の概要」の、「1の審査の対象」は、一般会計ほか4つの特別会計の決算を対

象としております。令和6年度には診療所特別会計などが隠岐広域連合に経営移管され、また下水道特別会計が公営企業で審査されることになり、審査対象の会計が変動しております。

「2の審査の期間」は、8月1日から29日までの間で、登庁しての審査実施日は公営企業会計も含めて、前年と同じく7日間で行いました。

「3の審査の手続き」は、町長から提出されました「歳入歳出決算書」など4つの書類について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適切か、及び予算の執行については関係法令に従って効率的になされているか等に主眼をおき、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続きを、隠岐の島町監査基準に準拠して実施いたしました。

審査は、歳入においては調定額と収入未済額、また予算現額と収入済額との差額の発生理由や前年度決算における収入未済額と調定額との整合性について、歳出においては予算の未執行及び不用額が多額な科目や事業と、基金の状況について調査及び担当職員の聴取を行いました。

「第2審査の結果」「1の決算計数について」の項目ですが、提出された各調書の計数に誤りは無いものと認められました。

続きまして、「2の財政状況、(1)の一般会計」の項目ですが、最終予算額は215億3,702万2,000円で、決算額は歳入が208億2,887万7,000円、歳出が204億9,799万4,000円、収支差引額は3億3,088万3,000円でした。

予算額、歳入・歳出の決算額ともに初めて200億円超となった歳入の特徴は、一つは町債の多額な発行、二つ目は基金からの繰入金による財源確保でございます。

歳出の特徴は、一つにこれらの歳入財源をもって中出張所の整備、フェリー新造船事業の着手、離島留学生寮の整備など大規模公共事業を推進したこと、二つ目に前年度比で減額となった公債費、三つ目に現年災害がなく、一段落した災害復旧事業費が前年度比で減額になったことがあげられます。

資料の1ページ「別表①一般会計決算額年度比較」でございます。

「別表」は、決算書には表れない現年度分と繰越明許費などを区分した予算額と決算額、その収入率と執行率などと、基金の状況について前年度との比較を示す表でございます。

表-3の年度比較、及び表-4の対前年度伸び率のとおり、現年度分の予算額は24億7,684万7,000円の増、歳入決算額は28億4,433万2,000円、16.7%の増収、歳出決算額は28億4,058万3,000円、17.0%の増額の決算となっております。繰越明許費などでは、多額だっ

た前年から1億1,810万9,000円減の予算で、決算額でも歳入では1億3,576万1,000円、12.4%、歳出は1億2,258万6,000円、11.5%とそれぞれ減となりました。

決算の状況について、額の増減だけではなく、予算に対する収入率及び支出執行率の状況を調査いたしました。それぞれの状況は表-1の合計欄のとおり、収入率は96.7%、執行率は95.2%で、前年度数値を若干上回りました。

歳入・歳出の款別の予算と決算状況及び収入率と執行率は、資料の3ページからの「別表③一般会計決算状況」にありますが、今日は、款ごとの説明は省きます。

収入率等の数値は前年度より上回ったものの、まだ低い数値と判断しており、その要因に前述の繰越明許費等の影響と、予算額と決算額の差異が大きい科目も見受けられることから予算編成上の課題が考えられます。

繰越明許費などの収入率は89.5%、執行率は88.2%であり、仮に100%執行した場合には収入率は99.7%、執行率は98.8%と、ほぼ適正と思われる数値になることを試算いたしております。

次に、実質収支の状況ですが、「歳入歳出決算付属書類」の77ページには「令和6年度実質収支に関する調書」がありますが、歳入歳出の差引額である3億3,088万3,000円から翌年度へ繰越すべき財源1億2,730万3,000円を差し引いた2億358万円が実質収支額となり、うち1億5,000万円は、法第233条の2によりまして基金積立を令和7年度に予定するものです。

続きまして、(2)普通会計についての項目ですが、決算書の数値ではありませんが、地方公共団体間の比較が可能となる一般会計と一部の特別会計をまとめた会計のことでございますがその範囲は、地方財政状況調査で画一的に決められております。本町の場合、令和5年度まで一般会計とへき地診療所特別会計を調整して普通会計としておりましたが、令和6年度からは一般会計の決算額と同額となりました。

財政分析上の数値等が把握できることから、財政所管課から議会にも別途提出されております決算関係資料と、その説明を聴取いたしましたので、要点を取りまとめて報告いたします。

一点目は財政規模の推移と性質別分析についてです。

歳入総額は前年比14.8%の増です。うち自主財源は、基金繰入金が増額となったものの、繰越金や諸収入の減により、前年比5.4%の減となりました。また、依存財源の町債が増額となったことから、自主財源の歳入総額に占める割合は18.5%と前年比では減ることになり

ました。なお、依存財源の筆頭である地方交付税は37.8%の構成比を示すなど、これに国・県補助金や町債などに財源を求めている財政運営は将来も続くと予測されるところです。

一方、歳出内容の性質別分析ですが、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が歳出総額の32.1%を占めています。前年度より構成比が下がったのは決算総額が増えたことと、前年度に町債の繰り上げ償還をしたことによる公債費の減額が主な要因と考えています。また扶助費は8.3%の減となりましたが、人件費が13.1%の伸びとなっています。投資的経費は、普通建設事業費で34.8%の伸び、一方災害復旧事業費は54.7%の減となった決算でございました。

隠岐病院など広域事業の負担金などを含む補助費等が前年比77.1%の伸びで60億7,042万4,000円もの決算額となったことは、診療所会計などに対して令和5年度までの繰出金から令和6年度に負担金へ振替された影響もあると考えておりますが、特筆すべき事象であります。

次に、経常収支比率の状況でございますが、分母となる地方交付税などの経常一般財源が前年比で2.0%増、一方、分子となる経常一般財源の支出は0.6%減で、率は前年比で2.0ポイント減の87.4%となりました。前年比で減となったものの80%台後半の数値が依然続いており、財政硬直化状態の短期間での改善は困難な状況にあるとみております。

次に、「(3) 特別会計について」です。資料の2ページ「別表②特別会計の決算状況」です。

財政資料の9ページにも年度比較の表がございますが、収支残高および一般会計からの繰入金が表示されていますので、こちらで説明いたします。

冒頭で述べましたとおり、特別会計の状況が一変していて、前年度との比較は審査対象の4つの特別会計で行いました。

単純合計金額は歳入決算総額が23億8,139万9,000円、歳出決算総額は23億7,181万9,000円となっております。全会計において黒字決算となりました。国民健康保険事業及び後期高齢者医療保険事業ともに歳入・歳出決算額はそれぞれ大きく伸びていますが、一般会計からの繰入金の合計額は減少しています。

隠岐広域連合に移管された事業は、一般会計からの負担金で運営されていますが、前年度までの繰入金との比較分析は、今回の決算審査において調査することができませんでした。

「第3. 審査意見」に戻ります。

まず「1. 予算執行率等について」の件ですが、収入率、執行率は低いと判断しておりまして、この要因は繰越明許費の低率による影響と予算編成上の課題と前述いたしました。

再度確認いたしますが、資料1ページの「別表①一般会計決算額の年度比較」で繰越明許費などの収入率は89.5%、執行率88.2%でした。

資料15ページからの「別表⑤繰越明許費等の決算状況」は各繰越事業の決算状況でございます。調査の結果、No.20の「道路災害復旧事業」は事故繰越によって令和7年度に一部先送りされた事業費もありますが、17ページの最終行を見ると、特定財源が予算どおり収入されなかったことや、一般財源は繰越した財源が1,418万5,000円不用となることが判明いたしました。また、精査した結果、No.7の「中村地区集落環境整備事業」では町債の借入額が過充当で令和7年度に繰り上げ償還すると担当課から説明がありました。No.15の「県立高校施設整備事業」では国補助金と基金繰入金を財源にした事業ですが、基金繰入金を過充当のまま決算せざるを得なかった事情がわかりますが、速やかに基金へ戻入することを指示したところでございます。これらを試算すると先ほどの1,418万5,000円の不用額ではなく約500万円になることがわかりました。通常予算と繰越事業の予算とを区別せずに決算するからわからない数字であります。繰越時には適正な事業費と財源を積算いただきたいと思います。

また、ご覧のとおり、ここ数年の決算におきまして、一般会計だけでも20事業以上の繰越事業が発生し、町道整備事業などは毎年繰越事業が発生しており、繰越事業の常態化とも思える予算執行上の悪循環を懸念するものです。繰越事業の影響は、当初予算計上事業でも発注時期がだんだん遅れまして、繰越事務の労力だけでなく起債や地方交付税の関係などで財政面にも影響を及ぼすことから注意を要するものと思われま。

次に、予算編成上の課題ですが、歳入において収入額と予算額との差額が生じている決算については、詳細な内容調査までできませんでしたが、調定額の変更と予算額との連動が見受けられず、年度中途の変更に対して適正な補正予算が編成されていない科目が見受けられました。特に特定財源の増減は、歳出の事業費の変更あるいは財源組替を伴うものであり、適宜対応すべき事項であると判断しています。

また、歳出において少額でも事業中止となった予算の整理がなされていないことが気になったところであります。歳出予算の未執行や多額な不用額が生じることは、予算審議を行った議会や住民に対して信頼を損なうことになりますので、今後の予算編成においては十分留意いただきたい、と意見を述べるところです。

次に「2. 税等の滞納処理について」の件です。

収入未済額の詳細は、資料5ページからの「別表④収入未済額一覧表」にあります。内容は細かい調書となりますので、今日は説明を省きます。

決算審査をするにあたり、決算書の収入未済額には繰越明許費の未収入財源と国保、後期高齢者医療保険では還付金が含まれており、町民の滞納額の実態を調査するうえで調整を行いました。

精査の結果、町税など住民から徴収すべき収入未済額の全会計の合計は、6,242万9,000円と試算いたしました。令和5年度の金額6,127万2,000円と比較すると115万7,000円の増額となっておりますが、これは令和6年度に初めて発生いたしました代執行費用弁償金の未収入502万円の影響が大きいことがわかりました。

これに別途監査報告を行います、水道会計の水道料等の推計収入未済額1,680万9,000円と下水道会計の使用料の推計収入未済額186万3,000円を加えると合計で8,110万1,000円にもなることも忘れてはならないと思います。

収納については、徴収対策本部を中心にした職員の努力によって次の表のとおり公債権で0.2ポイント、私債権で0.8ポイント令和5年度を上回り、全体では0.3ポイントのプラスという結果になっています。これは関係職員が滞納整理に取り組んだ成果が現れたものであり、評価に値するものであります。しかし現年分の収納率が若干ではあるが前年比で下がったことは少々残念な結果でありまして、新規未納者の出現などの未納者数の動向や多額な未納金の発生によるものかなど、原因調査のうえ対応いただきたいと思います。

不納欠損処理については法的根拠に基づいて適正な処理が行われており、上段の表のとおり年々減少しています。

しかし、357万2,000円もの債権を放棄したことは事実でございまして、特に時効による債権の消滅だけはできるだけ避けていただきたく、今後も公平公正な徴収業務を心掛け、一層の工夫と努力によって早期の徴収を行うことを望むものであります。

意見の3点目「3. 財政の健全化等について」の件で、まず取り上げるのが、(1)地方交付税など一般財源の動向についてです。

普通会計におきまして、令和6年度の収入総額の37.8%を占める地方交付税の内容ですが、経常一般財源の76.2%を占める普通交付税と、特別交付税で構成されておきまして、前年比で2.2%増額となりました。地方交付税の動向は、町の財政状況を大きく左右するものでございますが、国の税収と地方財政対策によって変動するものであって、交付額の将来推計は非常に困難ととらえていますが、極端な増減はないだろうと考えています。

町税は15億2,339万3,000円の収入がございましたが、前年比では減額となり、収入総額の8.4%に過ぎません。ただし、令和6年度は定額減税で約5,400万円の影響があったこと、

その補填は地方特例交付金で行われたことから、実質的な町税額は前年比で伸びがあったことを付記いたします。

限られた一般財源を有効に使い、真に住民のためとなる多種多様な経済対策や定住対策などの行政施策を展開するために、収入財源の確保と、経費節減を図り、効果ある事務事業の執行に努めていただきたいと思います。

次に、基金についてですが、前述した財源不足の財政状況から、基金に依存した財政運営がここ数年なされてきました。令和6年度においては財政調整基金を3億9,340万8,000円、減債基金を2億円繰り入れて財源に充当いたしました。年度末残高は財政調整基金が6億6,525万2,000円、減債基金は12億2,293万4,000円で合計18億8,818万6,000円になり、令和4年度に合わせて約30億円超あった基金は2年間で約11億円減少しております。

目的基金においては、地域振興基金で2億3,905万2,000円を繰り入れて、航空路・航路の旅客運賃低廉化事業など13件の地域振興事業を展開いたしました。ふるさと隠岐の島応援基金では5,580万1,000円を繰り入れて、竹島対策事業や教育関係事業など9件の事業の財源に活用されました。一方、寄付金を財源にして4,284万9,000円を積み立て、年度末残高は1億3,888万円となっています。寄付者の意向を尊重し、一層の有効活用を望むものであります。公共施設整備基金は中出張所等の整備事業に2億87万1,000円繰り入れて事業を行いました。これらの結果、普通会計の基金の年度末残高は33億5,249万7,000円となっています。

自主財源が乏しく厳しい財政状況を踏まえ、将来の財政運営を的確に見越したうえで、それぞれの基金保有額の検討を含め、地域活性化のために積極的な基金の有効活用を望むものであります。

以上が、令和6年度一般会計、特別会計の決算審査の概要でございます。

続きまして、決算審査と同時に行いました「基金の運用状況の審査について」報告いたします。

定額の資金を運用している用品調達基金と土地開発基金の運用状況について、審査を行いました。

審査の結果、基金の運用状況は表のとおりであり、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正と認められました。

意見といたしまして、用品調達基金については、施行規則を順守した運用を心掛けていただきたいとし、土地開発基金については7,000万円を増額しておりますが、将来の基金の需

要額を見据え、今後のあり方についてご検討いただきたいとしております。

続きまして、「普通会計の財政健全化の審査」について報告いたします。

普通会計における、健全化判断比率の四項目について審査を行いました。

審査の結果ですが、まず、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

意見といたしまして、赤字関係の比率は黒字決算であることから問題は無く、実質公債費比率の 11.3%は前年度より 0.8 ポイント下降し、将来負担比率の 161.5%は 16.1 ポイント上昇した状況ですが、早期健全化判断基準範囲以内であり、問題の数値ではないと判断されますことから、是正改善を要する事項は無いといたしております。

ただし、この公債費関係の財政指標は今後も上昇傾向が予測されますことから、できる財政措置について常に検討願いたいと付記しております。

続きまして「公営企業会計歳入歳出決算の審査意見」について報告いたします。

令和 6 年度から水道事業会計と、公営企業法が適用される下水道事業会計についての審査も行うことになりました。

「2 の審査の期間」は、一般会計等の審査と同時に行いました。

「3 の審査の手続き」は、「決算報告書」などの提出書類が、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続を隠岐の島町監査基準に準拠して実施いたしました。

「第 2. 審査の結果」ですが、「1. 提出書類」は関係法令に準拠して作成されており、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数に誤りはなく、経営成績及び令和 6 年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

「2. 予算執行状況について」ですが、水道事業決算報告書及び下水道事業決算報告書に基づき、予算額に対する決算額の状況について、それぞれ報告いたします。

まず水道事業です。資料は別表①から④を参照してください。

収益的収入は、予算額 6 億 5,527 万 2,000 円に対して収入額は 6 億 874 万円で収入率は 92.9%、一方、支出の予算額は 6 億 3,315 万 4,000 円に対し支出額は 6 億 133 万 7,000 円で、執行率は 95.0%でした。収支予算額はともに令和 5 年度を下回りましたが、支出額は執行率が高く決算額も令和 5 年度を上回ったことから、収支差引は令和 5 年度より 6,651 万 3,000 円減少した 740 万 3,000 円となりました。

収益の内容ですが、水道料金などの営業収益は、予算額4億3,707万7,000円に対し3億8,964万9,000円で収入率は89.1%でした。隔月検針による調定方法の変更によって減少が生じたものであります。

他会計補助金や長期前受金戻入などの営業外収益の決算額は2億1,809万5,000円で収入率は100.0%でした。

支出における営業費用は、予算額5億7,024万7,000円に対して、執行率95.2%の5億4,277万1,000円の決算となり、営業外費用は予算額5,895万6,000円に対して、執行率99.2%の5,846万4,000円の決算でした。

資本的収入の予算額は2億2,105万4,000円に対して収入率92.9%の決算額は2億539万8,000円、一方、支出予算額4億3,208万7,000円に対して執行率93.7%で4億491万8,000円の決算でした。

約2億円の収支予算の差がある中で、結果、収支の不足額1億9,952万円が生じ、減債積立金や損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、下水道事業についてでございますが、資料は別表の⑤から⑧を参照してください。

収益的収入は、予算額8億6,694万8,000円に対して収入額は7億5,345万2,000円で収入率は86.9%、一方、支出の予算額は8億7,338万1,000円に対し支出額は8億9,046万6,000円で、執行率は102.0%でした。令和6年度から公企会計になったことから年度比較は困難ですが、参考に別表⑤で比較しております。打切り決算であった前年度より収入率、執行率ともに上回っています。

下水道使用料などの営業収益は、予算額1億9,782万5,000円に対して収入額は1億8,377万3,000円で収入率は92.9%でした。他会計補助金や長期前受金戻入などの営業外収益は、6億5,712万3,000円の予算に対し5億4,209万1,000円の収入で収入率は82.5%でした。支出における営業費用は、予算額8億308万1,000円に対して、執行率96.4%の7億7,426万3,000円の決算となり、営業外費用は予算額6,485万1,000円に対して、特定収入の消費税等で4,677万7,000円超過した執行率172.1%の1億1,162万8,000円の決算でした。

資本的収入の予算額19億2,538万1,000円に対して収入率84.1%の決算額は16億2,014万8,000円、一方、支出予算額19億5,172万5,000円に対して執行率73.2%で14億2,814万2,000円の決算でした。

収支予算の差が2,634万4,000円と支出予算が上回る中で、決算額は、収支差額で1億9,200万6,000円の黒字となりましたが、翌年度への繰越額が4億3,820万1,000円生じたことか

ら、形式的には2億4,619万5,000円の不足が生じることになりますが、この不足額は令和7年度の繰越事業なので補助金等で補填されます。

次に「3、経営状況について」です。

まず水道事業です。決算書の8ページ、参考資料の5ページ及び別表の②を参照してください。

損益計算書による営業収益は、3億5,436万6,000円で前年度より10.2%、4,012万2,000円の減、内給水収益は3億5,317万円で前年度より10.2%、4,022万8,000円の減でした。減収の要因は、給水人口は211人減少し、有収水量が148,095 m<sup>3</sup>減少したことによるものがございます。有収水量の減は隔月検針に変更したことによる影響もありますが、有収率71.9%は令和5年度より6.1ポイントの減となっております。

一方、営業費用は、5億2,961万6,000円で前年度より2,028万7,000円増額の決算となり、1億7,525万円の営業損失が発生いたしております。

しかし、営業外の収支で、長期前受金戻入などの収益があり1億8,121万5,000円の利益を計上することになり、経常利益では334万2,000円となりました。

結果、令和6年度の純利益は415万5,000円で、資本的収支の不足額に充当した1,731万1,000円を加えて、当年度未処分利益剰余金は2,146万6,000円の決算となりました。

続いて下水道事業の経営状況です。決算書の8ページ、参考資料の7ページ及び別表の⑥を参照してください。

損益計算書による営業収益は、1億7,157万1,000円で、うち下水道使用料は1億2,215万3,000円でした。処理水量は8.7%増えたものの有収水量は2.1%減少しており、隔月調定の影響が出ていますが、打ち切り決算をした前年度との比較はできません。一方、営業費用は、7億5,065万7,000円で、収支差の5億7,908万6,000円の営業損失が発生しました。

しかし、営業外の収支で、長期前受金戻入などの収益があり3億9,110万1,000円の利益を計上することになり、経常損失は1億8,798万6,000円にとどまり、特別利益もあったことから、令和6年度の純損失は1億6,501万5,000円で、翌年度以降に繰越することになりました。

「第3.審査意見」ですが、まず1点目は「健全な企業運営について」の件です。

水道事業は、黒字決算となって、前述の2,146万6,000円の未処分利益剰余金については、資本金への組入れなどの処分案が提出されています。

隔月検針による収益の減収は単年度で整理できますが、給水人口減などに伴う有収率の低

下を早急にとどめ、施設の更新など資本的収支の財源補填に対応できるだけの収益的収支の改善が望めます。将来の事業計画に伴う財政負担を考慮した中長期的な計画策定のもと、住民の為に健全な企業運営を求めるものであります。

次に、下水道事業ですが、1億6,500万円もの繰越欠損金は4億1,672万円の出資金の受入れがあったことで令和6年度は対応できたものの資本金には限度があり、将来における施設等の更新に耐えうる体力をつけるため、早急に経営改善を含めて将来計画を練ることが必要です。

次に「2. 収入未済金について」の件です。

水道料の未収金は、決算時には3月調定分が収入時期の関係から収入未済処理扱いされることから、決算審査時に担当課から提出された直近の調査数値、7月末日時点の数値でございしますが、滞納の実態ととらえています。

直近の未収額1,680万9,000円は、前年度より15万6,000円の減となりました。未納者数は245名で、前年度調査時点より49名の増となって、新規未納者が49名もいます。また50万円以上の大口未納者は、前年度から1名減って5名となり、その滞納額は551万7,000円との調査数値です。

下水道使用料の直近の未収額は、186万3,000円で未納者数が92名でした。

徴収業務には、より一層努力して、経営の安定、住民負担の公正性を確保していただきたいと思うところであります。

続きまして、「公営企業の経営健全化の審査」について報告いたします。

審査の結果ですが、資金不足比率、その算定基礎及び比率が適正に作成されているか審査するものでありますが、書類は適正に作成されていることを認めました。

なお、資金不足比率は、経営健全化における実質的な資金不足を生じていないため、該当比率は生じないことから問題は無く、是正改善を要する事項はありませんでした。

以上をもちまして、令和6年度の決算審査と、併せて行いました関係する審査についての監査からの報告といたします。

**○議長（安部大助）**

以上で、令和6年度「決算審査報告」を終わります。

ただ今から、11時10分まで休憩とします。

（ 本会議休憩宣告                      10時55分 ）

**○議長（安部大助）**

休憩を閉じ、本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 11時10分 )

ここで議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

( 本会議休憩宣告 11時10分 )

( 全員協議会開会宣告 11時10分 )

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

( 全員協議会閉会宣告 11時50分 )

( 本会議再開宣告 11時50分 )

## 日 程 第 8. 休会について

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

明日9月11日及び12日は「決算報告に係る全員協議会」開催のため、9月16日は「委員会」開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認め、そのとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

次の本会議は、9月17日に開き「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会いたします。

( 散 会 宣 告 11時50分 )

以 下 余 白